

令和5年第3回葛城市議会定例会会議録（第1日目）

1. 開会及び散会 令和5年9月4日 午前10時00分 開会
午後 0時15分 散会

2. 場 所 葛城市役所 議会議場

3. 出席議員15名

1番	西川善浩	2番	横井晶行
3番	柴田三乃	4番	坂本剛司
5番	杉本訓規	6番	梨本洪瑠
7番	吉村始	8番	奥本佳史
9番	松林謙司	10番	谷原一安
11番	川村優子	12番	増田順弘
13番	西井覚	14番	藤井本浩
15番	下村正樹		

欠席議員0名

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

市長	阿古和彦	副市長	東錦也
教育長	椿本剛也	企画部長	高垣倫浩
総務部長	林本裕明	財務部長	米田匡勝
市民生活部長	前村芳安	都市整備部長	安川博敏
産業観光部長	植田和明	保健福祉部長	森井敏英
こども未来創造部長	中井智恵	教育部長	井上理恵
教育部理事	葛本章子	上下水道部長	井邑陽一
会計管理者	吉井忠	代表監査委員	宅康次

5. 職務のため出席した者の職氏名

事務局長	板橋行則	書記	新澤明子
書記	神橋秀幸	書記	岸田聖士

6. 会議録署名議員 4番 坂本剛司 7番 吉村始

7. 議事日程

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定について

- 日程第3 議第59号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第4 議第60号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第5 議第61号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第6 議第62号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第7 報第5号 令和4年度葛城市決算に基づく健全化判断比率の報告について
- 日程第8 報第6号 令和4年度葛城市決算に基づく資金不足比率の報告について
- 日程第9 認第1号 令和4年度葛城市一般会計決算の認定について
- 日程第10 認第2号 令和4年度葛城市国民健康保険特別会計決算の認定について
- 日程第11 認第3号 令和4年度葛城市介護保険特別会計決算の認定について
- 日程第12 認第4号 令和4年度葛城市学校給食特別会計決算の認定について
- 日程第13 認第5号 令和4年度葛城市霊苑事業特別会計決算の認定について
- 日程第14 認第6号 令和4年度葛城市・広陵町介護認定審査会特別会計決算の認定について
- 日程第15 認第7号 令和4年度葛城市後期高齢者医療保険特別会計決算の認定について
- 日程第16 認第8号 令和4年度葛城市水道事業会計決算の認定について
- 日程第17 認第9号 令和4年度葛城市下水道事業会計決算の認定について
- 日程第18 議第63号 葛城市福祉総合ステーションの指定管理者の指定について
- 日程第19 議第64号 葛城市税条例の一部を改正することについて
- 日程第20 議第65号 葛城市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正することについて
- 日程第21 議第66号 令和5年度葛城市一般会計補正予算（第5号）の議決について
- 日程第22 議第67号 令和5年度葛城市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）の議決について
- 日程第23 議第68号 令和5年度葛城市介護保険特別会計補正予算（第1号）の議決について
- 日程第24 議第69号 令和5年度葛城市水道事業会計補正予算（第1号）の議決について

開 会 午前10時00分

梨本議長 ただいまの出席議員は15名で、定足数に達しておりますので、令和5年第3回葛城市議会定例会を開会いたします。

本日、議会だより用に議場内の写真撮影を行いますので、ご承知おきください。

葛城市議会では、会議出席者のタブレット端末等の情報通信機器の使用を認めておりますので、ご承知おき願います。

本日、令和5年第3回定例会が招集されましたところ、議員各位には何かとご多用の中ご出席を賜り、厚く御礼申し上げます。本定例会も、議員各位の格段のご協力によりまして、議会運営が円滑に進行できますようお願い申し上げます。

ここで、報告事項を申し上げます。本定例会に提出する議案につき、市長から送付がありました提出議案は、議事日程記載の日程第3から日程第24までの22件であります。議事の進行上、議案の朗読は省略いたします。

また、条例の一部改正の新旧対照表を議席に配付いたしておりますので、ご承知おき願います。

次に、監査委員から行政監査並びに例月出納検査結果について報告がありました。お手元に配付いたしておりますので、ご清覧賜りますようお願い申し上げます。

また、教育委員会教育長より教育に関する事務の点検及び評価報告書が提出されており、既に議員各位に配付いたしておりますので、ご報告といたします。

次に、委員会視察に係る委員派遣等についてご報告申し上げます。去る7月3日から7月4日にかけて実施いたしました総務建設常任委員会視察研修、及び7月11日から7月12日にかけて実施いたしました厚生文教常任委員会視察研修の結果報告書が、各常任委員長より議長宛てに提出されております。その概要について、それぞれ報告願います。

まず、総務建設常任委員会視察研修の結果を報告願います。

7番、吉村始議員。

吉村総務建設常任委員長 皆さん、おはようございます。議長のお許しを得ましたので、総務建設常任委員会視察研修の結果についてご報告いたします。

去る7月3日、4日の2日間、本委員会といたしまして、愛知県江南市及び富山県南砺市において、それぞれ視察研修を行いました。

研修1日目は、公共複合施設周辺エリアにて、にぎわいを創出している事例がある愛知県江南市において、江南市布袋駅東複合公共施設トコトコラボについて視察研修を受けました。江南市では築30年以上の公共施設が8割を占め、財政状況が厳しいことにより公共施設の再構築が必要なことから、駅東側の再開発と併せて複合公共施設を建設するに至り、令和5年4月から供用を開始されました。暮らしが花ひらく生活都市をより豊かに彩る拠点を目指し、保健センターや子育て支援センター、図書館のほか、カフェやスーパーなどの民間施設を含めて計画、建設されており、各世代から幅広く利用されております。広場と施設の整備による布袋駅の東側のにぎわいは、市民や議会からも評価されており、現在は駅の西側の活性化への要望が多く寄せられているということでもあります。

研修2日目は、DX先進地として知られる富山県南砺市において、DX推進計画について研修を受けました。南砺市では、計画の策定・実行のため、子育て・高齢者、行政のデジタル化、まちづくり、産業・観光の4つに分類し、特に小規模多機能自治のコミュニティ支援、AIチャットボットを活用した行政相談、公共交通のDXに尽力しておられ、全職員を対象にDXを推進する意識を自覚し、デジタル技術やデジタルデバイスを理解して業務に適切に活用する能力の向上を図る講演会を開催されております。また、東京大学と「デジタル南砺」推進パートナーシップ協定を、ソフトバンク株式会社と包括連携協定をそれぞれ締結するなど、積極的に外部と連携されて、指導や助言を受けておられました。

江南市、南砺市、いずれの研修におきましても、各委員からの活発な質問がなされ、大変有意義な意見交換の場となりました。今回の視察研修において見聞きしたことにつきましては、今後の葛城市のまちづくりに役立ててまいりたいと思います。

以上をもちまして令和5年度総務建設常任委員会の視察研修の報告といたします。

梨本議長 次に、厚生文教常任委員会視察研修の結果を報告願います。

8番、奥本佳史議員。

奥本厚生文教常任委員長 ただいま議長のお許しを得ましたので、厚生文教常任委員会視察研修の結果についてご報告申し上げます。

去る7月11日、12日の2日間、長崎県長与町及び長崎市への視察研修を行いました。

まず、1日目は長与町を訪問し、全国に先駆けた中学校運動部活動の地域移行の取組についての視察を行いました。長与町には3つの中学校があり、今後予想される少子化の進展、教員の働き方改革を受けて、NPO法人長与町スポーツクラブに週末のクラブ活動を移管いたしました。これによって、平日の学校部活動の意義や役割を残しつつ、楽しくスポーツに親しめる環境を整備されております。将来的には、中学生世代にとらわれない持続可能な生涯スポーツに進化させていく計画でした。一連の地域スポーツ活動への移行には、町内全ての中学校の校長を歴任され、スポーツクラブの設立にも尽力された現教育長の手腕が大きく、生徒と保護者、学校と地域との連携に目をみはるものがありました。

次に、2日目は長崎市に移りまして、2件の視察を行いました。

まず1件目は、長崎市包括ケアまちなかラウンジ、在宅医療・介護連携推進事業です。これは、自治体運営によらない包括ケア事業であり、長崎市医師会が運営を請け負い、総合相談支援として医療や難病介護の相談を受け、病院や地域包括支援センターや介護福祉施設への橋渡し、そして、在宅医療・介護連携推進事業として、地域における医療と介護が連携して、切れ目のない在宅医療と在宅介護の提供体制を構築しています。在宅で療養されている高齢者の住み慣れた地域で過ごしたいというご本人の意向を第一に考えた体制が構築されている点で、参考にすべきところが多くありました。

続いて、長崎市2件目の視察は、ながさき若者会議事業です。長崎市では、若者に選ばれるまちになるために、6つの重点プロジェクトが制定されています。その1つに、長崎×若者プロジェクトというものがあり、若者が楽しめ、活躍できるまちの実現というテーマを受けて、ながさき若者会議が立ち上がりました。ながさき若者会議は、若者の交流と学び合い

と挑戦を通じて、自己成長、自己実現を目指しており、複数のプロジェクトが若者主導で自主的に立ち上がって、プロジェクトリーダーを中心に運営されていました。若者ができること、やりたいこと、地域が求めることの3つのポイントについて、バランスを取りながらうまく運営されている点が参考になりました。

今回の視察を通して、先進的な事業の陰には、必ずキーマンとなる方が存在していることが分かりました。突き抜けた成果を出すためには、専門的知見や経験を有する強いリーダーシップを有する人材が核となる必要が共通しており、この人材をいかに見いだせるかがポイントだと痛感いたしました。今回の2日間にわたる研修は、今後の議員活動に寄与するものであり、今回の研修を快く受け入れてくださった長与町と長崎市様には、この場をお借りして重ねてお礼を申し上げる次第でございます。

なお、参加者から出たたくさんの意見や質問、そして視察の詳細については、後日、市ホームページにアップする厚生常任委員会視察研修報告書をご参照いただきますよう申し添えておきます。

以上をもちまして令和5年度厚生文教常任委員会の視察研修報告といたします。

梨本議長 以上で報告を終わります。

ここで、阿古市長から招集者としてのご挨拶を願うことにいたします。

阿古市長。

阿古市長 皆さん、おはようございます。開会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

本日、令和5年第3回葛城市議会定例会の招集をお願い申し上げましたところ、議員各位におかれましては、大変お忙しい中ご出席をいただきまして、厚く御礼を申し上げます。また、日頃から市政の推進に関しまして、多大なるご協力をいただいておりますことに心より御礼を申し上げます。

さて、本定例会におきましては、人事案件が4件、報告案件が2件、認定案件が9件、議決案件が7件、合わせて22件につきましてご審議をお願いするものでございます。それぞれの案件につきましては、提案時にその内容を説明させていただきますので、よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

以上、簡単ではございますが、開会に当たりましてのご挨拶とさせていただきます。

梨本議長 これより日程に入ります。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、4番、坂本剛司議員、7番、吉村始議員を指名いたします。

次に、日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

本定例会の会期、議事日程、審議方法について、議会運営委員会で協議願っておりますので、委員長から報告願います。

12番、増田順弘議員。

増田議会運営委員長 皆さん、おはようございます。それでは、ご報告を申し上げます。令和5年第3回葛城市議会定例会の開会に当たりまして、去る8月23日、議会運営委員会を開催し、諸

事項につきまして慎重に協議をしておりますので、その結果につきましてご報告を申し上げます。

初めに、議事日程及び審議方法についてでございます。

まず、日程第3、議第59号から日程第6、議第62号までの4議案につきましては、人事案件でございます。一括上程し、その内容説明を受けた後、一括質疑を行い、委員会付託を省略し、討論、採決は1議案ごとに行います。

次に、日程第7、報第5号及び日程第8、報第6号の2件につきましては、報告案件でございます。一括上程し、その内容説明を受けた後、監査委員の意見報告を受け、法の規定により一括質疑のみを行います。

続きまして、日程第9、認第1号から日程第17、認第9号までの決算認定9議案につきましては、一括上程し、その内容説明を受けた後、監査委員の意見報告を受け、一括質疑までを行い、各常任委員会より4名ずつ選出された8名の委員をもって構成する決算特別委員会を設置し、審査を付託いたします。

次に、日程第18、議第63号、葛城市福祉総合ステーションの指定管理者の指定の1議案につきましては、上程し、その内容説明を受けた後、質疑までを行い、厚生文教常任委員会に付託し、審査を願います。

次に、日程第19、議第64号及び日程第20、議第65号の条例の一部改正2議案につきましては、一括上程し、その内容説明を受けた後、一括質疑までを行い、総務建設常任委員会には議第64号、厚生文教常任委員会には議第65号をそれぞれ付託し、審査願います。

次に、日程第21、議第66号から日程第24、議第69号までの補正予算4議案につきましては、一括上程し、その内容説明を受けた後、一括質疑までを行い、予算特別委員会を設置し、審査を付託いたします。なお、委員会の定数は8名といたしますが、各委員の選出につきましては、調整をよろしくお願いを申し上げます。

以上で1日目は散会をいたします。

続きまして、会議日程及び会期は、お手元に配付のとおりでございます。会期は本日9月4日から9月25日までの22日間といたします。6日午前10時より本会議、一般質問を行います。7日午前10時より本会議、引き続き一般質問を行います。8日午前9時30分より総務建設常任委員会、11日午前9時30分より厚生文教常任委員会を開催いたします。各常任委員会におかれましては、付託議案の審査及び所管事項の調査をお願い申し上げます。13日は午前9時30分より予算特別委員会を開催し、付託議案の審査をお願い申し上げます。14日、15日、19日の3日間は、いずれも午前9時30分より決算特別委員会を開催願います。21日、22日は予備日といたします。25日午前10時より本会議を再開し、初めに、会期中に行われました各委員会における調査事項についての審査状況を各委員長よりご報告願います。その後、各委員会に付託をされました議案につきまして、各委員長より審査結果についてご報告を願ひ、質疑、討論の後、採決まで行います。会議日程及び会期につきましては以上でございます。

最後に、一般質問についてでございます。質問回数につきましては、一括質疑方式を選択された場合は2回までで、3回目は発言のみとなります。一問一答方式を選択された場合は、

回数に制限はございません。また、制限時間につきましては、質疑、答弁を含め1人60分以内といたします。なお、反問時間は制限時間に含めません。

以上、報告といたします。皆様方のご理解賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。

梨本議長 ただいまの議会運営委員会委員長からの報告のとおり、本定例会の会期は本日4日から25日までの22日間とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

梨本議長 ご異議なしと認めます。よって、会期は本日4日から25日までの22日間とすることに決定いたしました。

重ねてお諮りいたします。

議案審議につきましても、ただいまの議会運営委員会からの報告のとおり行うことにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

梨本議長 ご異議なしと認めます。よって、議会運営委員長の報告のとおり議案審議を行うことにいたします。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりでございます。

これより議案審議に移ります。

日程第3、議第59号から日程第6、議第62号までの人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについての4議案を一括議題といたします。

なお、本4議案につきましては、委員会付託を省略し、討論、採決まで行います。

本4議案につき、提案理由の説明を求めます。

阿古市長。

阿古市長 ただいま議題となりました議第59号から議第62号までの4議案につきまして、一括して提案理由を申し上げます。

最初に議第59号、人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることにつきましては、現人権擁護委員の西岡弥臣氏が本年12月31日付をもって任期満了となりますが、引き続き西岡氏を推薦いたしたく提案するものでございます。

次に、議第60号、人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることにつきましては、現人権擁護委員の安川健二氏が本年12月31日付をもって任期満了となりますが、引き続き安川氏を推薦いたしたく提案するものでございます。

次に、議第61号、人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることにつきましては、現人権擁護委員の小走須美子氏が本年12月31日付をもって任期満了となりますが、引き続き小走氏を推薦いたしたく提案するものでございます。

最後に、議第62号、人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることにつきましては、現人権擁護委員の山岡加代子氏が本年12月31日付をもって任期満了となりますが、引き続き山岡氏を推薦いたしたく提案するものでございます。

以上4名の方々につきましては、人格、識見ともに優れており、最適任者であると認められます。よって、人権擁護委員候補者として推薦いたしたく、人権擁護委員法第6条第3項

の規定に基づき、議会の意見を求めるものでございます。

以上でございます。よろしくお願い申し上げます。

梨本議長 これより質疑に入りますが、本4議案につきましては一括質疑といたします。
質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

梨本議長 質疑ないようですので、質疑を終結いたします。
これより討論、採決に入りますが、討論、採決は1議案ごとに行います。
それでは、日程第3、議第59号議案に対する討論に入ります。
討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

梨本議長 討論ないようですので、討論を終結いたします。
これより議第59号議案を採決いたします。
本案について、諮問のとおり適任と認めることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

梨本議長 ご異議なしと認めます。よって、議第59号は原案のとおり適任と認めることに決定いたしました。

日程第4、議第60号議案に対する討論に入ります。
討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

梨本議長 討論ないようですので、討論を終結いたします。
これより議第60号議案を採決いたします。
本案について、諮問のとおり適任と認めることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

梨本議長 ご異議なしと認めます。よって、議第60号は原案のとおり適任と認めることに決定いたしました。

日程第5、議第61号議案に対する討論に入ります。
討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

梨本議長 討論ないようですので、討論を終結いたします。
これより議第61号議案を採決いたします。
本案について、諮問のとおり適任と認めることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

梨本議長 ご異議なしと認めます。よって、議第61号は原案のとおり適任と認めることに決定いたしました。

日程第6、議第62号議案に対する討論に入ります。
討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

梨本議長 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより議第62号議案を採決いたします。

本案について、諮問のとおり適任と認めることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

梨本議長 ご異議なしと認めます。よって、議第62号は原案のとおり適任と認めることに決定いたしました。

次に、日程第7、報第5号、令和4年度葛城市決算に基づく健全化判断比率の報告について及び日程第8、報第6号、令和4年度葛城市決算に基づく資金不足比率の報告について、以上、報告案件2件を一括議題といたします。

本件につき、報告を求めます。

阿古市長。

阿古市長 ただいま議題となりました報第5号及び報第6号の2議案につきまして、一括して提案理由を申し上げます。

まず、報第5号、令和4年度葛城市決算に基づく健全化判断比率の報告についてでございます。実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率の4つの健全化判断比率について、ご説明させていただきます。

1つ目の比率である実質赤字比率及び2つ目の比率である連結実質赤字比率については、本市におきましては、実質赤字額及び連結実質赤字額はございません。3つ目の比率である実質公債費比率であります。本市の場合、令和2年度、令和3年度、令和4年度の3か年平均で8.7%であり、これは、早期健全化基準である25.0%を下回っております。4つ目の比率である将来負担比率であります。本市の場合、22.4%であり、これは早期健全化基準である350.0%を大きく下回っております。

このように、令和4年度決算に基づく健全化判断比率は、いずれも財政再生基準はもちろんのこと、早期健全化基準よりも下回った比率であり、健全段階と判断されるものであります。

次に、報第6号、令和4年度葛城市決算に基づく資金不足比率の報告についてでございます。本案につきましては、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定に基づき報告するものでございます。

まず、水道事業会計の資金不足比率につきましては、流動負債から企業債を引いた2億892万5,268円に対しまして、現金・預金等の流動資産は16億4,664万6,204円ございまして、流動資産額が流動負債額を上回っておりますので、資金不足は発生いたしておりません。

次に、下水道事業会計の資金不足比率につきましては、流動負債から企業債を引いた5,088万2,611円に対しまして、現金・預金等の流動資産は9,485万6,294円ございまして、流動資産額が流動負債額を上回っておりますので、資金不足は発生いたしておりません。

以上でございます。よろしくお願ひ申し上げます。

梨本議長 次に、監査委員より、報第5号及び報第6号の葛城市財政健全化判断比率並びに資金不足比率の審査結果について、意見報告を求めます。

代表監査委員、宅康次委員。

宅 代表監査委員 それでは、ただいまから令和4年度葛城市財政健全化及び経営健全化審査の審査結果について報告します。なお、この審査報告は監査委員2名の合議の結果です。審査の概要及び意見につきましては、お手元に配付しています意見書のとおりです。審査の結果は、市長から提出された財政健全化及び経営健全化の健全化を判断する関係書類は適正に作成されているものと認められました。

葛城市におきましては、健全化判断比率に係る実質公債費比率や将来負担比率などの4項目の指標、そして、公営企業の資金不足比率の指標のいずれの数値も早期健全化基準並びに経営健全化基準をクリアしている健全な財政状況となっています。しかしながら、財務指標の一部で前年度より悪化しているものもあり、更なる歳入確保、歳出削減に向けた取組が必要と考えられます。

今後とも、行財政改革を積極的に推進され、より一層の効率的な組織運営と事務事業の抜本的な見直しを行うなど、経費全般について徹底した削減、合理化に努めていただきたい。また、新たな財源を確保するとともに、市税等の収納率の向上を図り、適正な自主財源を確保し、より健全で効率的な行財政運営を推進していただきたい。

以上をもって、財政健全化及び経営健全化審査の結果報告を終わります。

葛城市監査委員、宅康次。同じく川村優子。

以上です。

梨本議長 以上で監査委員の報告が終わりました。

これより質疑に入りますが、本件につきましては一括質疑といたします。

質疑はありませんか。

14番、藤井本浩議員。

藤井本議員 それでは、ただいまご報告をいただきました2つ目のほう、報第6号、令和4年度葛城市決算に基づく資金不足比率の報告についてというところで確認したい点がございますので、質疑をさせていただきます。阿古市長のほうから流動資産が流動負債を両方とも上回っているということで資金不足は発生していないと、こういう説明であったわけでございます。そもそも、資金不足比率をこういうふうに公表しなければならないとなったのが、公営企業会計になったからということですよ。公営企業会計とは何かというと、独立採算制を取りなさいと。これが原則とされているところであります。今でしたら、葛城市の場合、水道事業会計が今までから公営企業会計であったと。そこへ、この下水道事業会計も国のいわゆる求めによって、令和2年度から公営企業というものを適用しなさいということで、葛城市もそのように準じてやっているわけですよ。他市を見てみると、例えば、大和高田市のように市立病院を持っているところとか、こういったところも公営企業会計というものを適用されているわけです。公営企業会計の、ほんまに先ほども申し上げているように、原則は自分で採算を取りなさいよということが求められているわけでございます。その中で、こういうふうに公表をして、その経営状態というものを示すものというふうにされております。もっと分かりやすく言うと、公営企業は、その経費というものを料金収入によってほとんどを賄

いなさいというのがその指針であります。その中で、今回、決算議会という決算をされるわけですけども、両方とも水道事業会計にも、下水道事業会計にも、一般会計から繰り出して、この2つの会計に繰入れをしている。水道事業、そのようにも思わないんですけども、下水道事業の場合、5億7,500万円という大きな莫大なお金が、今までと同じように、公営企業になる前と同じような形で出されているというところがあって、その中で、流動資産が流動負債を上回っている、だから資金不足はないんだと。ここに私は確認を取りたいという部分でございます。

では、お答えをいただきたいので、順を追って質問させていただきます。ちょっと部長のほうにも細かい数字等を答えていただかんとあかん部分があるか分からないですけども、急な話ですので分かる範囲で結構でございます。葛城市には、公営企業というもので事業をやっているのは水道と新たに下水道が加わった。自分で賄いなさいよと言っているのに、水道は、令和3年度では一般会計からの繰入れというのはなかったですけども、昨年度はございました。下水道は、去年も今年も一般会計から繰り出して、ここに入れている。資金不足はないですよと言っているわけですけども、まず聞きたいのは、令和4年度の会計でございますので、水道事業に幾ら繰り入れたのか。それと、下水道事業に対して幾ら繰り入れたのかというのを、きちっとじゃなくてもいいですから、分かる範囲でお答えをいただきたいのが1点目ですね。

2点目は、先ほどから何遍も申し上げているように、自分で採算を取りなさいよ、目的というのは自立しなさいよということなんですよね。その中で、利用料の集金の分、集金のお金でどれだけ経費を賄っているか。いわゆる経費回収率というものです。経費分をどれだけ料金収入で賄っているかという経費回収率、これが水道事業は幾らで、下水道事業は幾らに今なっているのかということをお答えいただきたいというふうに思います。その上に立ってですよ。その上に立って、本来のこの目的は、公営企業となったものが一般会計に影響を及ぼさないように、自立してやりなさいよと言われているのにもかかわらず、一般会計から繰入れをしていると。このことについて、それでええのかどうか。これについては、市長ないし副市長がお答えいただきたいと思います。

ちょっと私、質問の中で言い忘れたものがございました。ただ、水道も下水道も、独立採算で行きなさいよと言いながら認められている、一般会計から繰入れするのを認められている部分というのもございますよね。ややこしい計算になるので、中身までは結構です。一般会計から、これらそれぞれに繰入れしてええよと。一般会計からそこはお金を入れてええよと認められているのが何ぼで、それで、葛城市は幾ら入れているというふうなご説明をいただいたら、より分かりやすいかなと思いますので、よろしく願いいたします。

梨本議長 井邑上下水道部長。

井邑上下水道部長 おはようございます。上下水道部長の井邑でございます。どうぞよろしくお願いいたします。ただいまのご質問であります。

まず、2点目の経費回収率のご質問でございますが、令和4年度におけます水道事業会計の、こちら料金回収率と申しますが、86.59%、そして、下水道事業の、こちら経費回収率

と申しますが、経費回収率は59.56%となっております。

それと、2点目のご質問でございます。一般会計から各会計へ補助された金額でございますが、令和4年度水道事業会計に対しましては、6,127万5,760円が補助されており、こちらのほうにつきましては、令和4年度コロナ関連の支援策といたしまして、基本料金8か月分を免除いたしました分を一般会計から補助されたものでございます。一方、下水道事業会計につきましては、5億7,502万9,000円となっておりますところでございます。下水道事業は、自分の土地からの汚水の排除という私的便益と公衆衛生の確保や公共用水域の水質保全等の不特定多数に便益が及ぶ公共的役割を有するとの下水道の基本的性格等に鑑みまして、国、地方公共団体、使用者等の適切な費用負担により、事業が実施されることが原則となっております。具体的には、下水道の建設財源に関しまして、国は、その整備の推進を図るため、施設の基幹的部分を地方公共団体に補助しており、地方負担分については、世代間の公平性の観点から、主に地方債が充当されます。また、下水道の維持管理財源に関しましては、基本的には、汚水に係るものは使用者等からの使用料で負担することとされておりますが、下水道の公共的役割に鑑み、汚水に係る費用のうち一部については、地方公共団体の一般会計が負担することとされております。一般会計が負担または補助すべき経費は、経費の性質上、経営に伴う収入をもって充てることが適当でない経費、あるいは、地方公営企業の性質上、能率的な経営を行ってもなお経営に伴う収入をもって充てることが客観的に困難であると認められる経費であり、これら負担区分については、いわゆる繰出基準として、毎年度総務省から通知される地方公営企業繰出金についてという通知文において示されております。本市下水道事業におきましては、公営企業法を適用した令和2年度以降も繰出基準額を超える繰入れがされております。例えば、令和4年度を例に取ってみますと、一般会計補助金の5億7,502万9,000円に対しまして、国が示す繰入基準額は3億2,336万6,000円、基準外の額は2億5,166万3,000円となっておりますところでございます。

以上でございます。

梨本議長 東副市長。

東 副市長 おはようございます。東でございます。よろしくお願いいたします。

3点目の一般会計からの繰入れについてということでございます。下水道の使用料の基本的な考え方につきましては、地方公営企業法によりまして、能率的な経営の下におけます適正な原価を基礎といたしまして、地方公営企業の健全な運営を確保することができるものでなければならないとされておるところでございます。一般会計からの繰入れにつきましては、公営企業会計の原則は、先ほど議員お述べの独立採算制でございます。ただし、地方財政法や地方公営企業法によりまして、一般会計または他の特別会計から地方公営企業会計に補助することができる規定をされておるところでございます。令和3年度決算におけます県内各市の繰入金、この状況では、全ての市において一般会計から下水道事業会計繰入れがなされておるところでございます。昨年の9月の一般質問で議員からあったときに、答弁を市長のほうからさせてもらったことであると思うんですけども、このようなことから、基本的には受益者負担というものが大原則ではございますけれども、市民への負担はできるだけ低

くしたいというのが大前提でございます。葛城市として、財政力に合った範囲でサービスは高くという市民第一の基本的な考え方でございます。全体の財政バランスを考慮しながら、1つの分野だけでの低い高いという判断だけではなく、全体といたしまして議論をしていかなければならないのかなというふうに考えておるところでございます。お預かりいたしました税金を市民皆様に有効に活用させていただくことによりまして、今後も市民第一の住みよいまちづくりにつながるものというふうに考えておるところでございます。

以上でございます。

梨本議長 14番、藤井本議員。

藤井本議員 突然聞いたことについて、ある程度のことはお話はしておきましたけども、きちっとお答えをいただきましたことに感謝申し上げたいというふうに思います。しかしながら、まず部長がお答えいただいたように、独立採算というのがまず原則やというのがある。その中で、一般会計からそこへ、下水道事業会計に入れるという指標のような基準というものも設けておられるわけですね。それが数字上、令和4年度は5億7,500万円、一般会計から繰入れをしているけども、国が示している基準というのは、3億二千何ぼです。2億5,000万円以上が基準外として繰入れをしていると。後で副市長がお答えになられた、下水道料金は安いねん、このまちは安いねん、これはええことやと思うんですよ。そのレベルの話と、今、国が出してきているルールという問題、ここはやっぱり私は、ごっちゃにしてはならないというふうに思っております。国が出しているものをちゃんと守った上で、守るというんですか、ルールにのっとった上で市民サービスというものを高めていかなければならない。それが、長い目を見た葛城市民のためであろうかというふうに私は考えているし、そのようなご意見を持った方もおられるだろうかというふうに思います。

続いて、もうちょっとだけお話しさせてもらって、質疑もうちょっとしたいんですけど、今のお答えに対してですね。葛城市の下水道の経費回収率、これが約60%やと、このように、先ほど部長がお答えになった。いわゆる経費分の6割が料金収入としてもらっていますよと。簡単に言えば、そういうことですね。今、国はこれを勧めていますから、料金収入を、料金というものを見直しなさい。高くしなさいとは言っていない。見直しなさいということを行っていますから、この料金による回収率というのが、全国平均を見てもう80%を超えてきているんですよ。葛城市が非常に低い。ここに私は非常に懸念を持っておるところでございます。何でそんな懸念するのかということについて述べさせていただきたい。このことについては、私は、先ほど副市長からあったように、去年の9月にこれの一般質問をしているわけですね。そこで担当部長は、今は公営企業にもなったし、公営企業会計にもなったし、それと、見直しの時期に来ていると、このように部長は述べられた。私は、それはそれで時期的にもそれでよかったと思うんですけども、その後、最後で、市長は、このまちのトップとして何と言われたかという、一担当部としてはそうかも分からないけども、これは政治判断の下において、市民のために、今、現状どおり安く守っていきたい、サービスは高くやっていきたいねんと、このように言われたわけです。これはこれで私は、思いとしてはよく分かるし、間違っていないと思うんですよ。ただ、ルールにのっとっているか、のつつ

ていないかという話をここで申し上げたいと思います。国土交通省はこれを勧めている。そんな中で、通達というんですか、国から県へ、また県から市へというのは通達でええんですか、通知というんですか、そういう通知をされているわけですよ。まず第1番目に、国からも補助をもらって、この下水道整備というのをこれからやっていかなあかん。それを国からもらう交付金、社会資本整備総合交付金というわけになるわけですけども、これの交付要件というのが、既にもう通知をされている。その中に載っているのが、公営企業会計に変えなければならないですよ。これは、令和2年度から変えられました。総務省はこれを令和7年度までにせえと言うているけど、まだやっていないところも全国的にはあるわけですよ。でも、令和7年度までには公営企業に変えなさいよ。これはクリアはしているというふうに思います。しかしながら、その意味にのっとして下水道料金を見直ささいよというのもそこに書いているんですよ。もっと細かく読んでいくと、これは、事務的な皆さん方が知っておいていただかなあかんことですけども、5年ごとにチェックを入れますよということまで書かれているわけです。費用分を、経費分をどれだけ利用料金で賄っているかというチェックを5年ごとにに入れていきますよ。そして、極めつけ私、これが一番心配している。令和7年度からその社会資本整備総合交付金の要件として、回収率は80%にしなければいけませんよ。これが要件ですよ、こうなってくるわけですよ。令和7年度からと書いてある。だから今現状、今回は令和4年度の決算のことやっているから、まだいいんですけども、市長、令和7年度から回収率というているのは80%にしないと、社会資本整備総合交付金、駄目ですよ、要件のりませんよ。こうなっている中で、本当にこれでええのか。サービスは低いまままでいくというのは分かるけど、ルールはルールである、国は求めてきている。このところをしっかりとやっておかないと……。

(「サービスは高い」の声あり)

藤井本議員 ありがとうございます。応援していただいてありがとうございます。サービスは高くという中で、それだけでやっていくと、交付金を受けられないと、我々はチェック機能、議会というのはチェック機能じゃないですか。そんな中で、交付金を受けられんようになったらえらいことや。今から動き出さないと。もう去年の、これ決算やから済んだことはいいよ。今から動かんと、先々、料金が安いまままでいくねん、交付金受けられへんねん。何ぼでも市民に負担かかるわけですよ。そのために、この資金不足比率の報告をして、議会でこうやってお話をしているんですから、市長、ここを納得いくように、私も納得させてもらって、市民にも納得いくような、そんなご所見というのを求めたいと思うんですけども、いかがですよ。

梨本議長 阿古市長。

阿古市長 突然の質問ではございますが、お答えさせていただきたいと存じます。

副市長のほうから答弁させていただきましたように、これは葛城市の財政の問題と非常にリンクしております。葛城市の財政として今の市民サービスが維持できるのか耐えられるのか、更にもっとそのサービスを向上できるのか、できないのか、それも含めての判断だと認識をしているところでございます。私の政治理念は市民第一の住みよいまちづくりでございますの

で、財政の許す範囲の中で、市民の皆様方には最良のサービスをお受けいただくことに努めてまいりたいと思います。議員のご指摘は真摯に受け止めたいと考えますので、これからいろんな議論を重ねていきたいと思います。

以上でございます。

梨本議長 14番、藤井本議員。

藤井本議員 ちょっと声を大きくして言わせてもらいましたけども、市長も、議論を重ねてまいりたいということをおっしゃってくればだったので、それに期待します。

最後に申し上げますけど、ほんまに皆さん方も、せつかくの機会ですから覚えておいていただきたい。国は社会資本整備総合交付金、この部分の要件の中に、今のような、ちゃんと公営企業会計にのっとりやり方をやってくださいねと、こう書いているんですよ。2つそこに書いてあって、令和7年度以降、先ほども申し上げましたけども、経費回収率が80%に満たないところが1つ。もう一つは、かつ15年間、使用料改定を行っていないところと、もうばんと書いてある。ここについては、社会資本整備総合交付金の要件に満たないですよ。市長、議論するというふうに言うていただいたので、それを信じて安心して、待っていたいというふうに思います。

以上でございます。ありがとうございます。

梨本議長 井邑上下水道部長。

井邑上下水道部長 私のほうから1点だけ、ご留意願いたいことについてお話しさせていただきます。

議員ご指摘の令和7年度からの要件とされております経費回収率80%以上となっております要件に関しましては、社会資本整備総合交付金の中でも、重点配分と呼ばれるものを対象とした事業の交付要件となっているところでございます。本市におきましては、近々に実施するこの重点配分と呼ばれる事業の対象はございませんが、今後策定いたします計画等の中で検証してまいりたいと、そのように考えております。

以上でございます。

梨本議長 ほかに質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

梨本議長 質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

なお、本件は法の規定により報告のみでございますので、ご了承願います。

次に、日程第9、認第1号から日程第17、認第9号までの決算認定9議案を一括議題といたします。

本9議案につき、提案理由の説明を求めます。

阿古市長。

阿古市長 ただいま議題となりました認第1号から認第9号までの9議案につきまして、一括して提案理由を申し上げます。

最初に、認第1号、令和4年度葛城市一般会計決算の認定についてでございますが、歳入決算額は176億4,895万3,323円で、予算現額に対する収入率は93.1%でございます。また、歳出決算額は169億4,521万4,338円で、予算現額に対する執行率は89.4%となっております。

歳入歳出差引残額は7億373万8,985円となり、翌年度へ繰り越すべき財源3,014万9,000円を差し引いた実質収支額は6億7,358万9,985円でございます。

次に、認第2号、令和4年度葛城市国民健康保険特別会計決算の認定についてでございますが、歳入決算額は38億1,686万5,845円で、予算現額に対する収入率は96.8%でございます。また、歳出決算額は37億9,379万1,694円で、予算現額に対する執行率は96.2%となっております。歳入歳出差引残額は2,307万4,151円で、実質収支額も同額でございます。

次に、認第3号、令和4年度葛城市介護保険特別会計決算の認定についてでございますが、保険事業勘定では、歳入決算額は32億5,227万9,815円で、予算現額に対する収入率は92.3%でございます。また、歳出決算額は30億8,408万2,435円で、予算現額に対する執行率は87.5%となっております。歳入歳出差引残額は1億6,819万7,380円で、実質収支額も同額でございます。一方、介護サービス事業勘定では、歳入歳出決算額はともに2,457万374円で、予算現額に対する収入率、執行率はともに82.4%でございます。歳入歳出差引残額は0円で、実質収支額も同額でございます。

次に、認第4号、令和4年度葛城市学校給食特別会計決算の認定についてでございますが、歳入決算額は3億9,799万4,510円で、予算現額に対する収入率は97.2%でございます。また、歳出決算額は3億9,772万1,489円で、予算現額に対する執行率は97.2%となっております。歳入歳出差引残額は27万3,021円で、実質収支額も同額でございます。

次に、認第5号、令和4年度葛城市霊苑事業特別会計決算の認定についてでございますが、歳入決算額は916万3,208円で、予算現額に対する収入率は47.7%でございます。また、歳出決算額は836万3,298円で、予算現額に対する執行率は43.6%となっております。歳入歳出差引残額は79万9,910円で、実質収支額も同額でございます。

次に、認第6号、令和4年度葛城市・広陵町介護認定審査会特別会計決算の認定についてでございますが、歳入歳出決算額はともに1,555万6,733円で、予算現額に対する収入率、執行率はともに89.4%でございます。歳入歳出差引残額は0円で、実質収支額も同額でございます。

次に、認第7号、令和4年度葛城市後期高齢者医療保険特別会計決算の認定についてでございますが、歳入決算額は5億6,485万9,970円で、予算現額に対する収入率は96.7%でございます。また、歳出決算額は5億6,391万7,670円で、予算現額に対する執行率は96.6%となっております。歳入歳出差引残額は94万2,300円で、実質収支額も同額でございます。

次に、認第8号、令和4年度葛城市水道事業会計決算の認定についてでございますが、収益的収支の水道事業収益につきましては、8億531万2,848円でございます。また、予算現額に対する収入率は100.7%であります。一方、水道事業費用は7億4,574万7,294円でございます。また、予算現額に対する執行率は95.1%となっております。なお、決算額そのものに消費税を含んでおりますので、消費税を除きました損益計算書における当年度純利益は3,738万234円でございます。また、資本的収支につきましては、収入額は1億1,742万5,209円でございます。また、支出額は3億5,741万2,700円でございます。また、予算現額に対する収入率は186.9%であります。一方、支出額は3億5,741万2,700円でございます。また、予算現額に対する執行率は82.9%となっております。不足額につきましては

は、当年度消費税及び地方消費税資本的収支調整額並びに当年度損益勘定保留資金及び建設改良積立金で補てんをいたしました。

最後に、認第9号、令和4年度葛城市下水道事業会計決算の認定についてでございますが、収益的収支の下水道事業収益につきましては、12億821万1,768円で、予算現額に対する収入率は99.5%でございます。一方、下水道事業費用は11億8,476万7,347円で、予算現額に対する執行率は99.0%となっております。なお、決算額そのものに消費税を含んでおりますので、消費税を除きました損益計算書における当年度純利益は1,830万6,595円でございます。また、資本的収支につきましては、収入額は4億5,342万5,000円で、予算現額に対する収入率は96.5%でございます。一方、支出額は8億6,681万6,755円で、予算現額に対する執行率は98.6%となっております。この資本的収支における4億1,339万1,755円の不足額につきましては、当年度消費税及び地方消費税資本的収支調整額、当年度損益勘定留保資金及び減債積立金で補てんをいたしました。

以上でございます。よろしく認定を賜りますようお願いを申し上げます。

梨本議長 次に、監査委員より、認第1号から認第9号まで、以上9議案の決算審査結果について意見報告を求めます。

代表監査委員、宅康次委員。

宅 代表監査委員 それでは、ただいまから令和4年度葛城市一般会計、特別会計及び公営企業会計の決算審査結果について報告します。

本年度の審査につきましては、監査基準に基づき、事務の管理及び執行が法令に適合し、かつ経済性、効率性が適正に行われているか判断しました。なお、この審査報告は監査委員2名の合議の結果であり、審査の概要及び意見につきましては、お手元に配付しています意見書のとおりです。審査の方法は、市長から提出された各会計の歳入歳出決算書、事項別明細書、実質収支に関する調書、財産に関する調書及び各基金の運用状況を示す書類等に基づき関係帳簿と照合を行い、計数の正確性、予算の執行状況等について比較検討し、併せて必要に応じて関係職員から説明を求め、審査を実施しました。

その結果、審査に付された各会計の歳入歳出決算書及び附属書類は、関係法令の規定に準拠して作成されており、関係帳簿その他証拠書類と照合、点検したところ、計数は正確であると認め、予算執行状況についてもおおむね適正であると認めました。

なお、以下に述べる点につきましては、検討を要するものや課題として、今後、必要かつ適正な措置を講じていただくよう要望します。

ゼロカーボンシティ宣言後のアクションについて。

地球環境問題が深刻化する中、ゼロカーボンシティ宣言をされたことは、先進的な取組であると高く評価できます。その中で、まずは、職員への啓発や炭素排出量の算出並びにその数値改善の計画策定段階だと受け止めています。こういったアクションは、自治体としては非常に有意義な取組であり、また、社会の関心も高いものであるため、見える形で積極的に情報発信していただき、アピールしていただくことを期待します。

市単独の福祉施策について。

高齢化と医療の進歩もあり、国の社会福祉施策が見直され充実していますが、その結果、年々、社会福祉関連費用が増加しています。そういった中で、市単独事業としての敬老年金や心身障害者介助慰労金、重度心身障害者等福祉年金などがあります。これらは、本市では定着している制度であり、受給者を中心に高く評価されているものと受け止めています。将来の人口動態と財政負担を見極める中で、バランスの取れた制度運用が求められるものと考えられます。国としての福祉施策の充実と併せ、市独自の福祉施策については長期的な視野に立った運用を期待します。

尺土駅前周辺整備事業並びに国鉄・坊城線整備事業について。

両事業につきましては、整備事業開始以降、既にそれぞれ15年、13年が経過しています。また、工事完了までには、この後まだ相当な期間が必要であると想定されます。工事が長引くことにより、近隣住民や利用者の負担も長引き、また、借上地の補償など、経費の増加にもつながります。そのため、早期完了に向けて最大限の努力を払っていただくことが求められます。最大の課題は、用地買収であると考えられます。スムーズな用地確保を行うための協力体制並びに環境づくりを期待します。

保育所待機児童対策について。

保育士の確保が困難な状況もあり、保育所に入所したくても入所できない、いわゆる待機児童の発生が続いています。磐城認定こども園の開園、私立の認定こども園の開園予定など、設備は整いつつあり、幼保一体化で、幼稚園の教諭と保育士が共に働くことで人事交流が図れるなどのメリットもあるように聞いていますが、保育の担い手はまだ不足しています。待機児童ゼロを目指すためにも、保育士の処遇改善を積極的に進め、保育士の確保に一層努めていただきたい。また、継続的な雇用が確保できるよう保育士の負担軽減を図るなどして、働きやすい環境づくりに努めていただくことを期待します。

財政の健全化について。

令和4年度の一般会計と特別会計を合わせた歳入歳出決算額の実質収支は黒字ですが、3か年平均の財政力指数については0.50で、前年度と比較して0.01ポイントの低下、経常収支比率については91.6%で、前年度と比較して2.3ポイント改善していますが、本市のこれらの財務指標は全国平均より低位であることを鑑みると、これまで以上の歳入確保、歳出削減に向けた取組が必要と考えられます。長期的な視野に立ち、財政基盤強化に向けての継続的な取組を期待します。

以上をもって審査結果の報告を終わります。

葛城市監査委員、宅康次。同じく川村優子。

以上でございます。

梨本議長 以上で監査委員の報告が終わりました。

これより質疑に入りますが、本9議案につきましては一括質疑といたします。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

梨本議長 質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

ここでお諮りいたします。

ただいま議題となっております認第1号から認第9号までの9議案については、8人の委員をもって構成する決算特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することにいたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

梨本議長 ご異議なしと認めます。よって、認第1号から認第9号までの9議案につきましては、8人の委員をもって構成する決算特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することに決定いたしました。

ここで暫時休憩いたします。なお、再開時刻については追って連絡いたします。

休 憩 午前11時22分

再 開 午前11時55分

梨本議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

先ほど設置されました決算特別委員会の委員の選任については、委員会条例第6条第1項の規定により、お手元に配付の名簿のとおり議長において指名いたします。

なお、委員長、副委員長については、委員会条例第8条第1項の規定により、休憩中に決算特別委員会を開き、選任いただいておりますので、ご報告いたします。

決算特別委員会委員長、増田順弘議員、同じく副委員長、西川善浩議員、以上です。

次に、日程第18、議第63号、葛城市福祉総合ステーションの指定管理者の指定についてを議題といたします。

本案につき、提案理由の説明を求めます。

阿古市長。

阿古市長 ただいま議題となりました議第63号につきまして、提案理由を申し上げます。

議第63号、葛城市福祉総合ステーションの指定管理者の指定についてでございます。

本案につきましては、葛城市福祉総合ステーション(ゆうあいステーション)の指定管理者の指定期間が令和6年3月31日で満了いたしますが、指定期間満了6か月前に、現在の指定管理者である社会福祉法人葛城市社会福祉協議会と協議の上、合意し、かつ市議会での議決を得た場合は、指定管理者としての指定期間は更に5年間延長されるものとする基本協定書に明記されております。社会福祉法人葛城市社会福祉協議会は、民間の中核的な社会福祉団体であって、福祉総合ステーションの管理運営に長年の実績があり、引き続き指定管理者として指定いたしたく、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき、議会の議決をお願いするものでございます。指定期間は、令和6年4月1日から令和11年3月31日までの5年間を予定しております。

以上でございます。よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

梨本議長 これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

梨本議長 質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議第63号議案については、厚生文教常任委員会に付託し、審査願います。

次に、日程第19、議第64号及び日程第20、議第65号の条例の一部改正2議案を一括議題といたします。

本2議案につき、提案理由の説明を求めます。

阿古市長。

阿古市長 ただいま議題となりました議第64号及び議第65号の2議案につきまして、一括して提案理由を申し上げます。

最初に、議第64号、葛城市税条例の一部を改正することについてでございます。

本案につきましては、法令の改正に伴い、市民税や軽自動車税等について所要の改正を行うものでございます。主な改正内容につきましては、市民税では、令和6年度より新たに課税される森林環境税の導入に伴う規定の整備や公的年金等受給者の住民税申告義務に係る規定の整備、また、軽自動車税では、燃費性能や排出ガス性能に係る不正を行った自動車メーカーに対し、不正により生じた納税不足額を徴収する際に加算する割合を変更する規定の整備を行うものでございます。施行期日は令和6年1月1日でございます。

次に、議第65号、葛城市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正することについてでございます。

本案につきましては、法令の改正に伴い、放課後児童支援員の要件に係る研修の期間を改正するものでございます。施行期日は公布の日でございます。

梨本議長 これより質疑に入りますが、本2議案については一括質疑といたします。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

梨本議長 質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議第64号議案については総務建設常任委員会に、議第65号議案については厚生文教常任委員会にそれぞれ付託し、審査願います。

次に、日程第21、議第66号から日程第24、議第69号までの令和5年度補正予算4議案を一括議題といたします。

本4議案につき、提案理由の説明を求めます。

阿古市長。

阿古市長 ただいま議題となりました議第66号から議第69号までの4議案につきまして、一括して提案理由を申し上げます。

最初に、議第66号、令和5年度葛城市一般会計補正予算(第5号)の議決についてでございます。

本案につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億4,676万4,000円を追加いたしまして、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ183億1,734万4,000円とするものでございます。主な補正内容につきましては、自転車用ヘルメットの購入助成に係る経費や、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金における電力・ガス・食料品等価格高騰

重点支援地方交付金を活用し、市民の皆様へ地域振興券を配布するための経費などを追加するものでございます。また、第2条では債務負担行為の補正を行うものでございます。

次に、議第67号、令和5年度葛城市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）の議決についてでございます。

本案につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ266万2,000円を追加いたしまして、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ39億2,566万2,000円とするものでございます。補正内容につきましては、令和6年1月施行の国民健康保険制度において、出産する被保険者に係る産前産後期間の相当分の保険料を免除するためのシステム改修費の追加でございます。

次に、議第68号、令和5年度葛城市介護保険特別会計補正予算（第1号）の議決についてでございます。

本案につきましては、保険事業勘定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億7,269万1,000円を追加いたしまして、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ36億8,129万1,000円とするものでございます。補正内容につきましては、前年度決算による基金積立金と国庫負担金等の精算に伴う償還金の追加でございます。

最後に、議第69号、令和5年度葛城市水道事業会計補正予算（第1号）の議決についてでございます。

本案につきましては、水道事業費用で108万9,000円を追加いたしまして、水道事業費用の総額を7億7,704万1,000円とするものでございます。補正内容につきましては、過年度の住宅開発等において、区画数の減少により前納分の水道給水分担金等を還付するため、過年度損益修正損の増額を行うものでございます。

以上でございます。よろしくご審議を賜りますよう、お願いを申し上げます。

梨本議長 これより質疑に入りますが、本4議案につきましては一括質疑といたします。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

梨本議長 質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

ここでお諮りいたします。

ただいま議題となっております議第66号から議第69号までの4議案については、8人の委員をもって構成する予算特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することにいたしたいと思っておりますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

梨本議長 ご異議なしと認めます。よって、議第66号から議第69号までの4議案につきましては、8人の委員をもって構成する予算特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することに決定いたしました。

ここで暫時休憩いたします。なお、再開時刻については追って連絡いたします。

休 憩 午後0時06分

再 開 午後0時12分

梨本議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

先ほど設置されました予算特別委員会の委員の選任については、委員会条例第6条第1項の規定により、お手元に配付の名簿のとおり議長において指名いたします。

なお、委員長、副委員長につきましても、委員会条例第8条第1項の規定により、休憩中に予算特別委員会を開き、選任いただいておりますので、ご報告いたします。

予算特別委員会委員長、川村優子議員、同じく副委員長、杉本訓規議員、以上です。

以上で本日の日程は全て終了いたしました。

次の本会議は、お手元の日程表のとおり、6日、7日、25日、それぞれ午前10時から本会議を再開いたしますので、午前9時30分にご参集願います。

なお、8日は午前9時30分から総務建設常任委員会、11日は午前9時30分から厚生文教常任委員会、13日は午前9時30分から予算特別委員会が開催されます。14日、15日、19日は午前9時30分から決算特別委員会がそれぞれ開催されます。また、議会改革特別委員会及び當麻庁舎の危険性排除に伴う機能再編に関する特別委員会の各委員長から、会期中に委員会を開催したいとの申入れがあり、調整の結果、議会改革特別委員会は8日午後2時から、當麻庁舎危険性排除に伴う機能再編に関する特別委員会は、13日午後2時から開催されることになりましたので、ご承知おきください。委員各位におかれましては、日程表の日時に審査をよろしくお願いいたします。

皆様方には、早朝より慎重にご審議賜りましたこと、厚く御礼申し上げます。

本日はこれにて散会いたします。

散 会 午後0時15分